

中日本高速道路株式会社 第20回定時株主総会

参考書類

日 時：令和7年6月25日（水） 午後3時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第20期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類等の監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名の選任の件 |
| 第3号議案 | 退任役員に対する慰労金の贈呈の件 |

第 20 期 報 告 書

2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 9
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 4 0
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 5
監査役会監査報告書謄本	P 5 9

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2024 年4月1日から 2025 年3月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復傾向が続きました。また、個人消費や民間企業設備投資等国内需要も持ち直しています。しかしながら、物価上昇の継続、金融資本市場の変動、通商政策などアメリカの政策動向等、景気の下振れリスクに留意する必要があります。

その一方で、高速道路ネットワークの早期整備、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開など、当社グループが果たすべき社会的使命は、より一層重要なものとなっています。

このような中、「経営計画チャレンジ V 2021-2025」の4年目を迎え、経営方針に掲げた「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」、「高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化」、「デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦」、「お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを進めました。さらに、高速道路の機能強化や自動運転等のイノベーションに対応した高速道路の進化等を定めた「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、高速道路の安全性や信頼性、使いやすさの向上に取り組んでいます。

「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」については、2012 年 12 月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定した「安全性向上に向けた取組み」、「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「道路構造物等の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでいます。

「高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化」については、新東名高速道路等のネットワーク整備やスマートインターチェンジの整備、渋滞対策、高速道路リニューアルプロジェクトによる老朽化対策、耐震補強対策、豪雨や豪雪など激甚化かつ頻発化する自然災害への対応強化等の取組みを計画的に進めています。加えて、東海北陸自動車道をはじめとする暫定2車線区間の4車線化、新名神高速道路の6車線化、ダブル連結トラックなど高速トラック輸送の効率化に向けた駐車マスや中継輸送拠点等の環境整備に取り組み、高速道路の更なる機能強化を図るとともに、ETC 専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めています。また、駐車マスの拡充、計画的なリニューアル、多様なニーズにお応えするサービスの提供等による休憩施設の快適性と利便性の向上、地域間交流の促進や地域活性化が期待される企画割引の充実等に取り組み、より広くお客さまに利用される高速道路空間へ進化させていきます。

「デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦」については、次世代の高速道路空間を創造する「i-MOVEMENT(アイムーブメント)」や建設現場の生産性を向上させる「i-Construction(アイコンストラクション)」、完全自動運転(レベル4)の実現のための路車間協調設備の構築など、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していくとともに、その実現に向けた革新的な技術開発や高度な専門性を有する人財育成にも積極的に取り組んでいます。

加えて、高速道路ネットワークの整備をはじめとする当社グループのあらゆる事業活動を通じて、地球温暖化の抑制に寄与するCO₂排出量の削減等に着実に取り組むとともに、脱炭素社会はもとより、持続可能な開発目標(SDGs)が目指す持続可能な社会の実現に向けて貢献していきます。

「お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化」については、環境変化への感度が高く強い現場力を持つ人財の育成やリモートワーク環境等のデジタル技術の一層の活用、在宅勤務をはじめとする多様で柔軟な働き方が可能となる制度や職場環境の整備、健康経営の推進など、生産性向上や働き方改革に資する取組みを進めています。加えて、効率的な事業運営のもと、将来に向けた効果的な投資を行うことで、新たなサービスの提供や質の向上に努め、当社グループの競争力を高めていきます。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、上記の経営方針に基づく取組みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を決して忘れることなく、ご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

当期における当社グループの業績は、営業収益が 1,068,805 百万円(前期比 8.6%増)、営業利益が 1,903 百万円(前期比 82.6%減)、経常利益が 3,180 百万円(前期比 74.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益が 9 百万円(前期比 99.9%減)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業収益が 1,042,530 百万円(前期比 8.8%増)、営業損失が 4,696 百万円(前期は営業利益 3,967 百万円)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は 7,758 百万円、関連事業営業利益は 3,062 百万円となりました。また、経常損失が 2,204 百万円(前期は経常利益 5,694 百万円)、当期純損失が 2,571 百万円(前期は当期純利益 4,874 百万円)となりました。

営業収益の増加は、東海環状自動車道いなべインターチェンジ～大安インターチェンジ間の開通等に伴い道路資産完成高が増加したことによるものです。なお、道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第7号。以下「特措法」という。)第 51 条第2項から第4項までの規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」という。)に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

当連結会計年度における通行料金収入は 687,196 百万円(前期比 2.2%増)でした。

事業別の状況は、次のとおりです。

(建設事業)

当連結会計年度において推進した建設事業としては、新東名高速道路新秦野インターチェンジ～新御殿場インターチェンジ間、東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)～東名ジャンクション(仮称)間、東海環状自動車道山県インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間及び養老インターチェンジ～大安インターチェンジ間の新設事業、新名神高速道路亀山西ジャンクション～甲賀土山インターチェンジ間の6車線化事業並びに東海北陸自動車道飛騨清見インターチェンジ～南砺スマートインターチェンジ間、東海環状自動車道土岐ジャンクション～美濃加茂インターチェンジ間及び紀勢自動車道勢和多気ジャンクション～紀勢大内山インターチェンジ間の4車線化事業が挙げられます。

お客さまの利便性の向上と地域の活性化のため、2箇所のスマートインターチェンジ(中央自動車道恵那峡 SA スマートインターチェンジ(岐阜県恵那市)、東名阪自動車道大山田 PA スマートインターチェンジ(三重県桑名市))を新規事業化しました。そのほか 12 箇所のスマートインターチェンジについて、自治体と連携して事業を着実に推進しています。

また、建設現場の生産性を向上させる「i-Construction(アイコンストラクション)」を推進しており、モデル事務所において3次元データなどの ICT を活用した工事や調査・測量・設計を試行し、各プロセスにおける省力化や効率化、自動化、高度化など取り組んだ内容を踏まえ、2025 年 7 月から対象となる調査・測量・設計、工事において、全事務所にて ICT を導入し、建設現場の生産性を高めることを目指しています。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業では、「安全を何よりも優先」とする企業理念に基づき、経営方針の最上位に掲げられた「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」を目指して、安全を最優先に、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを 24 時間 365 日提供するため、高速道路の点検や補修・補強を行いました。

道路構造物等の点検に関しては、日々の高速道路の巡回による点検を行っているほか、橋梁やトンネル等については、法令に基づき、5年に1度、近接目視等による詳細点検を行っています。

また、変状が確認された構造物は、計画的な補修を進めています。

高速道路ネットワークを健全な状態で次世代に引き継ぐため、橋梁やトンネル等の構造物を最新の技術を用いて補修・補強し、建設当初と同等又はそれ以上の性能や機能を回復することで、高速道路をこれからも長く健全に保つ「高速道路リニューアルプロジェクト」に取り組んでいます。

2016 年4月に発生した熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえ、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、橋梁の耐震補強及び支承逸脱対策に取り組んでいます。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がる恐れのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、車両重量計等を活用した取締り、自動計測装置の整備による常時取締りに取り組んでおり、違反の度合いに応じて点数を付与し、累積点数が一定に達した場

合に大口・多頻度割引停止措置等を講ずるとともに、悪質な違反者に対する告発を実施しています。

大規模災害時の対応力強化については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に則り、発災後の人命救助に重要な 72 時間を意識しつつ、24 時間で広域移動ルートとすべく、高速道路ネットワークを活用した迅速な緊急交通路を確保するとともに、「救助・救急、消火等」、「医療」、「物資」、「燃料」の各分野の活動のための広域進出拠点として、休憩施設が活用できるように取り組んでいます。

2024 年 1 月 1 日に発生した「令和6年能登半島地震」により大きな被害を受けた珠洲市、輪島市、志賀町、中能登町の被災地支援として、NEXCO 東日本及び西日本と連携し、1月7日から6月27日までの間、トイレカー103台・給水車5台の派遣を実施しました。

また、2024 年9月 21 日に発生した「令和6年9月能登半島豪雨」においても、被災地支援として、9月28日から11月29日までの間、トイレカー8台・散水車2台の派遣を実施しました。

2024 年8月8日 17 時には、2019 年5月 31 日の提供開始以来初となる「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表され、同日 19 時 15 分には「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されました。8月 15 日の政府としての特別な注意の呼びかけが終了するまでの間、情報収集体制構築のほか、あらゆる媒体を活用したお客さまへの情報提供、社内行動計画や資機材、防災備蓄品の状況、関係機関との情報伝達体制など、地震に対する備えの再確認を実施しました。

また、2025 年1月 13 日にも「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表され、体制を構築し情報収集を実施しました。

大雪時の道路交通確保として、除雪体制の強化、立ち往生車両を早期に発見するための監視カメラの増設、救援車両の配備、大雪事前広報、関係機関との連携強化等の取組みに加えて、短期間の集中的な大雪時には、人命を最優先に大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方と捉え、国による大雪に関する緊急発表や除雪能力を超過する降雪に対しては、予防的通行止めを実施するとともに、高速道路と国道が並行する区間については、一方が通行止めとなった場合の他方の道路への交通集中による大規模滞留を回避するため、高速道路と国道を同時に通行止めにする「同時通行止め」を実施しました。大雪が予測される3日前からテレビ CM、公式 WEB サイト、SNS 等多様な広報媒体を活用するとともに、1 日前からは全てのテレビ CM やラジオ CM、インターネット広告などを緊急広告に差し替えるなど徹底した出控え要請を行い、躊躇なく通行止めを実施するとともに、集中除雪による早期の通行止め解除に取り組みました。

予防的通行止めの一方で、気象急変に備え、雪氷巡回の増隊に加え、スタック車両や滞留車が発生した場合の救出や食料・飲料の配布などお客さまの救出・支援を目的とした人員、トラクター・ショベルやレッカーの事前配置などを実施しました。

交通事故対策として、事故多発地点の集中的な対策とともに、逆走防止対策や一般道からの誤進入対策、交通安全の啓発活動に取り組みました。

また、暫定2車線区間における正面衝突事故防止対策として、土工区間や長さ 50m 未満の橋梁区間でワイヤロープを設置していますが、更に、長さ 50m 以上の橋梁区間とトンネル区間では、セ

ンターブロックやセンターパイプの試行に取り組んでいます。

渋滞対策として、名神高速道路（一宮ジャンクション付近上り線）の3車線運用を開始しました。東名高速道路（大和トンネル付近、東名三好インターチェンジ付近）、中央自動車道（小仏トンネル付近、相模湖インターチェンジ付近、三鷹バスストップ付近、日野バスストップ付近）及び名神高速道路（一宮ジャンクション付近下り線）の付加車線設置事業について着実に推進しています。

また、休憩施設における大型車マスの夜間時間帯を中心とした混雑緩和に向けて、駐車マスの増設を行うとともに、大型車マスの一部を 60 分以内の駐車とする「短時間限定駐車マス」として整備し運用する実証実験に取り組んでいます。

ETC 利用率の拡大などの社会情勢の変化を踏まえ、ETC 専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めており、2025 年 3 月末までに 40 箇所のインターチェンジで ETC 専用化の運用を開始しました。

さらに、最先端の ICT・ロボティクス技術の導入等により、少子高齢化やデジタル技術の進展等による社会環境の変化、お客さまニーズの多様化を踏まえた情報提供の高度化等、当社グループを取り巻く環境の激変に対応しつつ、高速道路モビリティの進化に貢献する革新的なプロジェクト「i-MOVEMENT（アイムーブメント）」を推進しています。これにより、作業の迅速化・省力化を実現するなど生産性を飛躍的に向上させ、事業運営のあり方の変革を目指しています。また、当プロジェクトの実現に向けて、コンソーシアム方式によりオープンイノベーションを推進する組織として設立した「イノベーション交流会」では、「交通サービスの進化・高度化」、「高速道路保全マネジメントの高度化」のそれぞれのテーマにおいて、会員の企業・団体から提案された技術の高速道路保全現場への適用性の実証に取り組んでいます。

（関連事業）

サービスエリア事業並びにその他の関連事業として受託事業、不動産事業、観光振興事業、農業、物流事業、海外事業及び技術外販事業等を行っています。

＜サービスエリア事業＞

サービスエリア事業では、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、多様なニーズに応えるサービスの導入を進めるとともに、地域と連携した各種イベントやキャンペーンを積極的に開催するなど、お客さまサービスの質の向上や地域社会との連携・交流を推進しました。

サービスエリアの快適性と利便性の向上として、計9箇所の商業施設をリニューアルしました。特に、新東名高速道路清水パーキングエリア（集約）では、2012 年4月の開業以来、最大規模となるリニューアルを行い、サービスエリアに初めて出店する店舗や地域のローカルチェーン店舗を新たにオープンするなど、商業施設の魅力向上に取り組みました。ほかにも、中央自動車道双葉サービスエリア（上り線）では、フードコートとショッピングコーナーを拡充するとともに、コインシャワー・コインランドリーを新設するなど、より快適・便利にご利用いただけるよう全面リニューアルを行いました。

また、新たなサービスの展開として、お客さまの健康増進と安全運転に寄与するため、東名高速道路日本平パーキングエリア(上り線)及び足柄サービスエリア(下り線)にコンビニズムを導入しました。

このほか、脱炭素社会の実現に向けて、新東名高速道路清水パーキングエリア(集約)に、サービスエリアの商業施設としては最大規模となる太陽光発電設備を設置し、2024年7月から運用を開始しました。

<その他の関連事業>

受託事業では、国・地方公共団体等との協議の結果、当社において一体的に実施することが適当と認められた工事等について、国・地方公共団体等から受託し着実に実施しました。また、東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、中央新幹線(リニア)事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

不動産事業では、社宅跡地を活用し、名古屋市緑区、神奈川県小田原市、長野県松本市及び石川県金沢市で宅地分譲を行いました。また、愛知県豊川市及び知立市で賃貸住宅を運営するとともに、新たに名古屋市内の2箇所で賃貸住宅の建築に着手しました。このほか、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」では、温浴施設「よりみち温泉」で地域住民向けイベントの開催や、地方公共団体と健康増進や災害時支援などに関する連携協定を締結するなど、地域と密着した事業運営を進めました。

観光振興事業では、地方自治体との連携による高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン(企画割引)のほか、宿泊施設や観光施設等と連携した企画割引として129のプランを販売しました。特に、全国で初めて大都市圏を含む高速道路が乗り放題となる企画割引を名古屋高速道路公社と連携して発売しました。

農業では、地域が抱える課題解決を支援するため、持分法適用関連会社である中日本ファームすずなり株式会社が、新東名高速道路浜松浜北インターチェンジ周辺の耕作放棄地を活用して、野菜(レタス及び枝豆等)の栽培・販売を行いました。また、名古屋市内でコーヒーの試験栽培を行っており、将来的には生産・提供だけでなく、観光農園等の6次産業化も視野に入れて取り組んでいます。

物流事業では、長距離トラックドライバーの労働環境改善を支援するため、新東名高速道路浜松サービスエリア(下り線)隣接地で、遠州トラック株式会社と共同で中継輸送拠点「コネクトエリア浜松」を運営しており、前年度の実績を上回る利用がありました。

海外事業では、フィリピン国の現地法人「NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.」が、2020年12月からダバオ市バイパス建設事業のトンネル設備工事等を受注し、施工をしています。また、米国の現地法人「NEXCO Highway Solutions of America Inc.」が、2021年度より、舗装点検ソリューションの営業活動を行っており、今年度は21件の契約を受注しました。コンサルティングサービスは、JICA等から受注したフィリピン国やタイ国等における6件の業務等を実施し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。

技術外販事業では、ETC 多目的利用サービスの「情報処理事業」を、ETC ソリューションズ株式会社と業務提携し、ETC 多目的利用サービスの拡大に貢献しました。また、当社グループが一体となって、高速道路の運営維持管理で培った技術とノウハウを活用した技術製品や業務のグループ外部への販売を推進しました。

(中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応について)

橋梁の耐震補強工事で鉄筋が不足する施工不良事案については、2020 年 11 月 16 日に事案の原因究明のための調査と再発防止のあり方の提言を行うための外部有識者による「E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会」を設置しました。

当該調査委員会からの「報告書」を受け、2021 年 7 月 29 日に「再発防止策」を策定しました。

また、当該再発防止策が実効性あるものとするため、社内に「中央道の耐震補強工事施工不良事案に対する再発防止策のフォローアップ委員会」を設置し、その実施状況や効果等を検証しながら、全社を挙げて再発防止に取り組んでいます。

(2025 年 4 月 6 日に発生した広域的な ETC システム障害への対応について)

2025 年 4 月 6 日に管内で発生した広域的な ETC システム障害のため、最大 17 路線 106 箇所料金所において ETC レーンの通行が不可となり、料金所周辺の渋滞及び課金処理の不具合が発生しました。有識者委員会を 2025 年 4 月 18 日に設置し、原因究明及び再発防止策の策定に向け取り組んでおります。

(2) 設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第 51 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)第 14 条第 3 項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)第 6 条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は 32,361 百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、273,516 百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に 25,598 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・ETC 料金徴収設備の更新及び東海環状自動車道いなべインターチェンジ～大安インターチェンジ間の開通に伴う新設
- ・湿塩散布車等の購入

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に4,051百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・中央自動車道 双葉サービスエリア(上り線)のリニューアル等に係る工事等

(3)資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額 705,402 百万円の社債等を発行するとともに、金融機関から総額 38,512 百万円の借入れを行い、総額 743,914 百万円を調達しました。

種 別	発行日	発行額
社債		
中日本高速道路株式会社第 106 回社債(グリーンボンド)(5年債)	2024 年5月 29 日	60,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 107 回社債(5年債)	2024 年7月 25 日	90,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 11 回ユーロ建て CP(1年未満)	2024 年9月 6 日	8,128 百万円
中日本高速道路株式会社第 12 回ユーロ建て CP(1年未満)	2024 年9月 13 日	6,328 百万円
中日本高速道路株式会社第 108 回社債(5年債)	2024 年9月 19 日	80,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 13 回ユーロ建て CP(1年未満)	2024 年9月 20 日	7,810 百万円
中日本高速道路株式会社第 18 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年9月 27 日	7,191 百万円
中日本高速道路株式会社第 14 回ユーロ建て CP(1年未満)	2024 年 10 月 3 日	48,114 百万円
中日本高速道路株式会社第 19 回米ドル建て CP(1年未満)	2024 年 10 月 7 日	5,751 百万円
中日本高速道路株式会社第 15 回ユーロ建て CP(1年未満)	2024 年 10 月 7 日	35,853 百万円

中日本高速道路株式会社第 109 回社債(5年債)	2024 年 11 月 27 日	115,000 百万円
中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て短期社債 (固定利付債)(1年未満)	2024 年 11 月 29 日	51,225 百万円
中日本高速道路株式会社第 110 回社債(5年債)	2025 年1月 27 日	100,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 111 回社債(5年債)	2025 年2月 27 日	90,000 百万円
社債 計		705,402 百万円
借入金		
短期借入金(1年未満) 交通銀行	2024 年 11 月 29 日	8,512 百万円
長期借入金(5年) 株式会社三菱UFJ銀行他	2025 年3月 26 日	30,000 百万円
借入金 計		38,512 百万円
合計		743,914 百万円

(注) 1. 上記のほか、高速道路機構から 722 百万円の無利子借入金の借入れを行いました。
2. 発行額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2020 年度までの「経営計画チャレンジ V 2016-2020」における取組みの中で明らかになった課題や今後想定される環境変化に対応し、企業理念に掲げる当社グループの役割や社会的使命をより高いレベルで果たしていくための方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジ V 2021-2025」を策定し、事業を進めています。この中で、次の4点を 2021 年度からの5カ年における経営方針とし、その達成に向けて着実に業務に取り組むとともに、更なる高みをめざして挑戦し続けていきます。

I 安全性向上に向けた不断の取組みの深化

安全は当社グループにおける経営の根幹かつすべての経営方針につながるものとして経営方針の最上位に位置づけています。高速道路の構造物だけでなく、安全文化の醸成も含めた幅広い“安全”に対応し、「安全性向上3カ年計画」を継承した次の取組みを深化させていきます。

・安全性向上への「5つの取組み方針」

1. 安全を最優先とする企業文化の醸成

- 2.安全活動の推進
- 3.安全を支える人財の育成
- 4.道路構造物等の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- 5.安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

Ⅱ 高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化

高速道路の新規開通、4車線・6車線化、構造物の老朽化への対応や激甚化・頻発化する自然災害への対応を着実に実施することで、お客さまに安全で安心・快適な高速道路空間をお届けするとともに、“移動”だけでなく幅広くご利用いただける高速道路空間へと進化させていきます。

Ⅲ デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦

デジタル社会や脱炭素社会の進展等の環境変化を見据え、当社グループの技術やノウハウを基に、お客さまや地域社会などステークホルダーの皆さまとの協働を通じて、新たな価値の創造に挑戦します。さらに、事業活動を通じて CO₂削減等の環境保全に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

Ⅳ お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化

当社グループのあらゆる活動を支える経営基盤を強化していくため、環境変化への感度が高く強い現場力を持つ人財の育成、デジタル化の推進等による生産性の向上、コーポレートガバナンスの確立、情報発信の充実や地域との交流による事業理解の促進等に取り組み、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまの期待に応えます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

期別 区分	2021 年度 第 17 期	2022 年度 第 18 期	2023 年度 第 19 期	2024 年度 第 20 期 (当連結会計年度)
営業収益	1,099,614 百万円	1,154,952 百万円	983,955 百万円	1,068,805 百万円
経常利益	3,834 百万円	5,315 百万円	12,377 百万円	3,180 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,775 百万円	3,148 百万円	9,575 百万円	9 百万円
1 株当たり当期純利益	13 円 65 銭	24 円 22 銭	73 円 65 銭	7 銭
総資産	2,307,164 百万円	2,035,764 百万円	2,447,820 百万円	2,568,010 百万円

②当社の財産及び損益の状況

期別 区分	2021 年度 第 17 期	2022 年度 第 18 期	2023 年度 第 19 期	2024 年度 第 20 期 (当事業年度)
営業収益	1,079,953 百万円	1,132,473 百万円	958,252 百万円	1,042,530 百万円
経常利益又は経常損失(△)	5,152 百万円	853 百万円	5,694 百万円	△2,204 百万円
当期純利益又は当期純損失(△)	5,147 百万円	147 百万円	4,874 百万円	△2,571 百万円
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損失(△)	39 円 59 銭	1 円 13 銭	37 円 49 銭	△19 円 77 銭
総資産	2,271,546 百万円	1,999,703 百万円	2,407,790 百万円	2,528,358 百万円

(6) 重要な子会社等の状況(2025 年3月 31 日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運営業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会 社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東 名株式会社	30 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中 央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名 古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北 陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO 中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業 務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株 式会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング 業務
⑭	合同会社 NEXCO 中日本インベス トメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事 業等の投資事業
⑮	NEXCO Highway Solutions of America Inc.	1,800 千 米ドル	100%	高速道路の調査、コンサルティング 業務及び技術外販事業
⑯	NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.	50 百万 フィリピンペソ	100%	フィリピン国の高速道路の建設、コ ンサルティング業務等
⑰	株式会社オアシスパーク	100 百万円	54.2%	県営公園の管理、運営業務等

⑮	中日本ハイウェイ・リテール株式会社	20 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑯	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
⑰	中日本商業設備管理株式会社	20 百万円	100% (100%)	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の設備管理
⑱	艾客思國際股份有限公司	15 百万 台湾ドル	100% (100%)	高速道路商業施設等の開発、管理及び運営
㉒	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉓	株式会社ヨット	30 百万円	51% (51%)	人材サービス
㉔	NEXCO 中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務、不動産事業
㉕	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注) 1. 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数です。

3. 人材派遣業務の拡大を目的として、2024 年 10 月 1 日に株式会社ヨットを、当社の子会社としました。(番号㉓)

2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運営業務
②	中日本ファームすずなり株式会社	35 百万円	39.0%	農産物の生産・加工・販売等
③	株式会社 NEXCO システムソリューションズ	50 百万円	33.3%	経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
⑤	株式会社 NEXCO 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑥	高速道路トールテクノロジー株式会社	75 百万円	30.3% [8.9%]	料金収受機械等保守整備業務、料金収入の計数管理業務、料金シ

				ステム関係業務
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	29.4%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑧	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 資本金及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の()内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

3. 当連結会計年度において、中日本施設管理㈱の株式を売却したことにより、持分法適用の関連会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容(2025 年3月 31 日現在)

当社グループは、1都 11 県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする4道路 74km の建設を行う建設事業、東名高速道路をはじめとする営業中の 15 道路 2,189km の改築、維持、修繕その他の管理並びに大規模更新及び大規模修繕を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業並びにその他の関連事業として受託事業、不動産事業、観光振興事業、農業、物流事業、海外事業及び技術外販事業等を行っています。

(8) 主要な営業所(2025 年3月 31 日現在)

① 当社の主要な事業所

本社（名古屋市）

支社等

東京支社(東京都港区)

名古屋支社(名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市)

金沢支社(石川県金沢市)

高速道路事務所1箇所、工事事務所 10 箇所、保全・サービスセンター23 箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社（名古屋市）

中日本エクストール横浜株式会社（横浜市）

中日本エクストール名古屋株式会社（名古屋市）

中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社（東京都新宿区）
 中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社（名古屋市）
 中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社（東京都新宿区）
 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社（名古屋市）
 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社（横浜市）
 中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社（東京都八王子市）
 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社（名古屋市）
 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社（石川県金沢市）
 NEXCO 中日本サービス株式会社（名古屋市）
 中日本高速技術マーケティング株式会社（名古屋市）
 合同会社 NEXCO 中日本インベストメント（名古屋市）
 NEXCO Highway Solutions of America Inc.（米国テキサス州）
 NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.（フィリピン国マカティ市）
 株式会社オアシスパーク（岐阜県各務原市）
 中日本ハイウェイ・リテール株式会社（名古屋市）
 中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社（横浜市）
 中日本商業設備管理株式会社（名古屋市）
 艾客思國際股份有限公司（台湾台北市）
 中日本高速オートサービス株式会社（愛知県稲沢市）
 株式会社ヨット（東京都江東区）
 NEXCO 中日本開発株式会社（名古屋市）
 箱根ターンパイク株式会社（神奈川県小田原市）

(9) 従業員の状況(2025 年3月 31 日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	10,552(1,868)名
サービスエリア事業	481(830)名
その他(関連)事業	172(58)名
全社(共通)	387(8)名
合 計	11,592(2,764)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当事業年度の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年令	平均勤続年数
------	------	--------

2,301 名	40.4 歳	17.1 年
---------	--------	--------

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2025 年3月 31 日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	25,080 百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	25,000 百万円
株式会社三井住友銀行	24,270 百万円
株式会社みずほ銀行	22,380 百万円
農林中央金庫	15,840 百万円
信金中央金庫	15,840 百万円

(注) 1. 上記のほか、財務省を借入先とする財政融資資金借入残高が 83,000 百万円あります。

2. 借入金残高は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2025 年3月 31 日現在)

①発行可能株式総数 520,000,000 株

②発行済株式の総数 130,000,000 株

③株主数 1名

④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
水 野 明 久	取締役会長	一般社団法人中部経済連合会 会長 株式会社豊田自動織機 社外 監査役
縄 田 正	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループ CEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループ COO 兼調達適正化推進室担当 兼総合安全推進部担当	
近 藤 清 久	代表取締役 専務執行役員 社長補佐 建設企画本部長	
松 井 保 幸	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼グループ CISO	
中 井 俊 雄	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
片 岡 慎 一	取締役 常務執行役員 事業開発・推進本部長	
浅 野 敬 広	取締役 常務執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO) 兼グループ CCO	
泉 公 人	常勤監査役	
藤 原 健 治	常勤監査役	
川 合 伸 子	監査役	川合伸子法律事務所 代表 株式会社 FUJI 社外取締役 菊水化学工業株式会社 社外 取締役
溝 口 敦 子	監査役	名城大学理工学部 教授 東北大学災害科学国際研究所 教授(クロスアポイントメント)

(注) 1. 取締役水野明久氏は、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第 15 号に定める社外取締役です。

2. 常勤監査役藤原健治氏、監査役川合伸子氏及び監査役溝口敦子氏は、会社法第2条第 16 号に定める社外監査役です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等

① 報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	10 名	128,223,000 円	4名	44,892,000 円	14 名	173,115,000 円

(注) 1. 上記支給額のほか、役員退職慰労金として、6,513,648 円(取締役 2 名)を支給しております。

2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 11,936,703 円(取締役6名 8,273,511 円、監査役4名 3,663,192 円)を計上しています。

3. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役 3 名が含まれています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2005 年9月 28 日開催の創立総会において、それぞれ年額 200 百万円以内、年額 70 百万円以内と決議しております。なお、当該創立総会終結時点の取締役及び監査役の員数はそれぞれ5名、3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024 年6月 25 日開催の取締役会にて代表取締役縄田正に取締役の個人別の報酬額の具体的内容に係る決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	水 野 明 久	就任後開催の取締役会 11 回のうち 10 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	藤 原 健 治	当事業年度に開催の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	川 合 伸 子	当事業年度に開催の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	溝 口 敦 子	当事業年度に開催の取締役会 14 回の全てに、また、監査役会 14 回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

② 社外役員の報酬等の総額

区分	計	
	支給 人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	5 名	35,451,000 円

(注) 1. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 2,733,684 円を計上しています。

2. 社外役員の報酬支給人員には、当期中に退任した社外役員 1 名が含まれています。

(4) 責任限定契約の概要

区分	氏名	概要
取締役	水 野 明 久	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	泉 公 人	
監査役	藤 原 健 治	
監査役	川 合 伸 子	
監査役	溝 口 敦 子	

(5) 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	概要
会社の全ての役員(取締役・監査役)及び執行役員	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じています。

5.会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	70,900 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	120,300 千円

(注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意をしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規

範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に社内の安全を横断的に担当する組織を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。なお、情報セキュリティについては、「NEXCO 中日本 CSIRT(Computer Security Incident Response Team)」体制を確立するとともに、情報セキュリティ統括担当役員(CISO)を設置し、情報管理体制を強化しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任

を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に取締役

役会及び経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役室を設置し、法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任のスタッフを必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上

できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようになります。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取締役会に業務の実施状況を報告しています。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO 中日本グループCCO会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。

・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・入札監視委員会及びグループ内取引等適正化委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。

・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)第2期行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐付くリスクの一元的なモニタリングを行っています。
- ・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上への5つの取組み方針」に基づく施策の実施にあたり、総合安全推進部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。
- ・メールシステム等の各種システムについて、災害耐性の強化のためにクラウドサービスを活用しています。
- ・情報セキュリティ対策規程に基づき、「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」を確立しています。
- ・外部からの脅威に対応するため、監視体制等を強化しています。また国・関係機関などと連携し、サイバーテロ対策に取り組んでいます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。
- ・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。
- ・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備しています。
- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めて

います。

- ・「風通しの良い職場づくり(スマイル・コンプライアンス)第2期行動計画」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。

- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

- ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議に報告しています。

- ・「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。

- ・「情報セキュリティ事故等対応マニュアル」を作成し、情報セキュリティ事故等の対応手順をグループ全体で共有・運用しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。

- ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。

- ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。

- ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるよう

にしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしていません。
- ・上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨を子会社の倫理行動規準に規定し、不利益な取扱いをしていません。

⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と取締役、監査部及び会計監査人との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率については、特段の記載がない限り、金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ記載しています。

貸 借 対 照 表

2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額		
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		151,378	
高速道路事業営業未収入金		69,996	
未収入金及び契約資産		82,675	
短期貸付金		1,629	
仕掛道路資産		1,835,118	
商品		162	
原材料		717	
貯蔵品		878	
受託業務前払金		10,996	
前払金		4,226	
前払費用		601	
その他		90,307	
貸倒引当金		<u>△ 28</u>	
流動資産合計			2,248,660
II 固定資産			
A 高速道路事業固定資産			
有形固定資産			
建物	3,145		
減価償却累計額	<u>△ 1,499</u>	1,645	
構築物	54,841		
減価償却累計額	<u>△ 17,936</u>	36,904	
機械及び装置	127,974		
減価償却累計額	<u>△ 92,429</u>	35,545	
車両運搬具	52,337		
減価償却累計額	<u>△ 44,895</u>	7,441	
工具、器具及び備品	8,390		
減価償却累計額	<u>△ 5,938</u>	2,452	
土地		252	
リース資産	9		
減価償却累計額	<u>△ 4</u>	4	
建設仮勘定		13,035	97,282
無形固定資産			<u>3,705</u>
			100,987
B 関連事業固定資産			
有形固定資産			
建物	51,952		
減価償却累計額	<u>△ 28,028</u>	23,923	
構築物	11,921		
減価償却累計額	<u>△ 8,252</u>	3,669	
機械及び装置	3,837		
減価償却累計額	<u>△ 2,983</u>	854	
工具、器具及び備品	622		
減価償却累計額	<u>△ 528</u>	93	
土地		109,214	
建設仮勘定		2,194	139,950
無形固定資産			<u>216</u>
			140,167
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	12,917		
減価償却累計額	<u>△ 6,452</u>	6,464	
構築物	1,295		
減価償却累計額	<u>△ 941</u>	353	
機械及び装置	42		
減価償却累計額	<u>△ 26</u>	16	
工具、器具及び備品	3,887		
減価償却累計額	<u>△ 2,755</u>	1,132	
土地		5,324	
リース資産	2,391		
減価償却累計額	<u>△ 987</u>	1,404	
建設仮勘定		24	14,720
無形固定資産			<u>5,189</u>
			19,909

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	25		
減価償却累計額	△ 25	0	
構築物	3		
減価償却累計額	△ 3	0	
工具、器具及び備品	1		
減価償却累計額	△ 1	0	
土地		219	219
E 投資その他の資産			
関係会社株式		8,330	
投資有価証券		0	
関係会社出資金		1,841	
長期貸付金		646	
長期前払費用		1,574	
繰延税金資産		1,828	
その他		2,050	
貸倒引当金		△ 74	16,197
固定資産合計			277,481
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		2,216	
繰延資産合計			2,216
資 産 合 計			2,528,358
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		163,373	
短期借入金		8,512	
1年以内返済予定長期借入金		25,000	
1年以内償還予定社債		51,225	
リース債務		221	
未払金		18,374	
未払費用		1,597	
未払法人税等		1,166	
預り連絡料金		2,842	
預り金		27,886	
受託業務契約負債		26,462	
契約負債		9,534	
前受収益		20	
賞与引当金		1,529	
仕掛道路損失引当金		1,882	
その他		3,054	
流動負債合計			342,683
II 固定負債			
道路建設関係社債		1,689,325	
道路建設関係長期借入金		155,817	
その他の長期借入金		50,000	
リース債務		1,281	
受入保証金		19,688	
退職給付引当金		39,874	
役員退職慰労引当金		65	
その他		4,012	
固定負債合計			1,960,065
負 債 合 計			2,302,748

科 目	金 額		
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	37,611		
跨道橋耐震対策積立金	954		
安全対策・サービス高度化積立金	21,008		
別途積立金	31,594		
繰越利益剰余金	△ 2,209	88,960	
利益剰余金合計			88,960
株主資本合計			225,610
純 資 産 合 計			225,610
負 債 純 資 産 合 計			2,528,358

損 益 計 算 書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	687,212	
道路資産完成高	273,516	
受託業務収入	0	
その他の売上高	1,640	962,369
2 営業費用		
道路資産賃借料	492,987	
道路資産完成原価	273,516	
管理費用	203,624	
受託業務費用	0	970,128
高速道路事業営業損失 (△)		△ 7,758
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	64,104	
休憩所等事業収入	14,471	
その他の事業収入	1,584	80,160
2 営業費用		
受託業務費用	63,725	
休憩所等事業費	12,220	
その他の事業費用	1,152	77,098
関連事業営業利益		3,062
全事業営業損失 (△)		△ 4,696
III 営業外収益		
受取利息	85	
受取配当金	1,890	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	143	
原因者負担収入	242	
雑収入	198	2,560
IV 営業外費用		
支払利息	52	
社債発行費償却	0	
支払補償費	8	
雑損失	5	67
経常損失 (△)		△ 2,204
V 特別利益		
固定資産売却益	94	94
VI 特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	351	356
税引前当期純損失 (△)		△ 2,466
法人税、住民税及び事業税	30	
法人税等調整額	74	104
当期純損失 (△)		△ 2,571

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024 年 4 月 1 日 期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
事業年度中の変動額				
高速道路事業積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2025 年 3 月 31 日 期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							純資産 合計
	利益剰余金						株主 資本 合計	
	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
	高速道 路事業 積立金	跨道橋 耐震対策 積立金	安全対策 ・サービス 高度化 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2024 年 4 月 1 日 期首残高	33, 196	954	21, 008	30, 189	6, 182	91, 531	228, 181	228, 181
事業年度中の変動額								
高速道路事業積立金の 積立	4, 415				△4, 415	—	—	—
別途積立金の積立				1, 404	△1, 404	—	—	—
当期純損失（△）					△2, 571	△2, 571	△2, 571	△2, 571
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）								
事業年度中の変動額合計	4, 415	—	—	1, 404	△8, 391	△2, 571	△2, 571	△2, 571
2025 年 3 月 31 日 期末残高	37, 611	954	21, 008	31, 594	△2, 209	88, 960	225, 610	225, 610

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に

- よる定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

- (1) 高速道路事業
高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。
料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETC マイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものとして、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。
道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（2005 年国土交通省令第 65 号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。
- (2) 休憩所等事業
休憩所等事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。
休憩所等事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。
- (3) 受託業務
受託業務においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく業務を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づいております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足される前に入金される場合があります。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
- ① 道路建設関係社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。
- ② その他の社債発行費
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (3) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ
ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建借入金
- ③ ヘッジ方針
主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
連結計算書類「連結注記表 1. (5) 会計方針の変更に関する注記（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）
前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「物品売却損」（当事業年度 2 百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

一 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、固定資産 261,283 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 1.(7) 会計上の見積りに関する注記 (固定資産の減損)」の内容と同一であります。

二 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 (純額) 1,828 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 1.(7) 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性)」の内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 1,740,551 百万円 (額面額 1,740,551 百万円)

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 697,078 百万円

なお、上記の他、「投資有価証券」0 百万円、「投資その他の資産 その他」10 百万円を担保に供しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 120,000 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 727,078 百万円

なお、上記引渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 358,245 百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が 20,000 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,517 百万円
長期金銭債権	38 百万円
短期金銭債務	71,113 百万円
長期金銭債務	7,614 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産

機械及び装置	2 百万円
車両運搬具	25 百万円

関連事業固定資産

建物	8 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	186 百万円

合 計	250 百万円
-----	---------

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	14,223 百万円
営業費用	179,665 百万円
営業取引以外の取引による取引高	8,822 百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

8. 税効果会計に関する注記

一 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,683 百万円
貸倒引当金	32 百万円
契約負債	2,984 百万円
賞与引当金	468 百万円
退職給付引当金	12,547 百万円
その他	2,643 百万円

繰延税金資産小計	21,360 百万円
----------	------------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 2,527 百万円
--------------------	-------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 16,914 百万円
-----------------------	--------------

評価性引当額小計	△ 19,441 百万円
----------	--------------

繰延税金資産合計	1,918 百万円
----------	-----------

繰延税金負債

その他	△ 90 百万円
-----	----------

繰延税金負債合計	△ 90 百万円
----------	----------

繰延税金資産の純額	1,828 百万円
-----------	-----------

二 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025 年法律第 13 号) が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を 30.6%から 31.5%に変更して計算しておりますが、この税率変更による影響は軽微であります。

9. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	486,382 百万円
1 年超	16,763,067 百万円
合 計	17,249,450 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入ー加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額ー実績料金収入)が減算されることとなっております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等)	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	資金の借入等	資金の借入(注)	—	道路建設 関係長期 借入金	33,000
						その他の 長期借入 金	50,000
				利息の支払(注)	24	未払費用	6

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入利率は財政投融资資金貸付金利が適用されております。なお、担保は提供しておりません。

二 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本 高速道路 保有・債務 返済機構	なし	道路資産の 借受	道路資産賃借料の 支払(注1)	492,987	高速道路 事業営業 未払金	78,197
			道路資産、債務の引渡し及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	273,516	高速道路 事業営業 未収入金	5,664
				債務の引渡し及び債務保証(注2)	378,245	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	120,000	—	—
				債務保証(注4)	359,703	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

11. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,735.46 円
一株当たり当期純損失	△19.77 円

12. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第112回社債(ソーシャルボンド)
発行総額	600億円
利率	年1.261%
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2025年5月21日
償還期日	2030年5月21日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第113回社債(グリーンボンド(気候変動適応))
発行総額	500億円
利率	年1.256%
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2025年5月21日
償還期日	2030年3月19日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2025年4月6日に発生した広域的なETCシステム障害について)

2025年4月6日、当社管内において発生した広域的なETCシステム障害により、最大17路線106箇所の料金所において通行料金の課金処理に不具合が発生しました。

これにより、2025年5月2日、該当のお客さまに対して、通行料金相当額の還元等を行うことを公表しましたが、本事象が、翌事業年度以降の計算書類に与える影響を、合理的に見積ることは困難であります。

13. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連 結 貸 借 対 照 表

2025 年 3 月 31 日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		155,481
2. 高速道路事業営業未収入金		69,992
3. 未収入金及び契約資産		87,842
4. 仕掛道路資産		1,832,972
5. 棚卸資産		3,833
6. その他		108,267
貸倒引当金		<u>△40</u>
流動資産合計		2,258,349
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	84,053	
減価償却累計額	<u>△42,579</u>	41,473
(2) 構築物	72,559	
減価償却累計額	<u>△29,474</u>	43,085
(3) 機械及び装置	132,906	
減価償却累計額	<u>△96,152</u>	36,754
(4) 車両運搬具	56,287	
減価償却累計額	<u>△48,021</u>	8,266
(5) 工具、器具及び備品	21,050	
減価償却累計額	<u>△15,129</u>	5,921
(6) 土地		119,818
(7) リース資産	8,408	
減価償却累計額	<u>△4,181</u>	4,227
(8) 建設仮勘定		<u>15,599</u>
有形固定資産合計		275,147
2. 無形固定資産		11,385
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	9,123	
(2) 繰延税金資産	3,503	
(3) 退職給付に係る資産	2,265	
(4) その他	6,110	
貸倒引当金	<u>△91</u>	
投資その他の資産合計		<u>20,911</u>
固定資産合計		307,444
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>2,216</u>
繰延資産合計		<u>2,216</u>
資 産 合 計		<u><u>2,568,010</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		127,375
2. 短期借入金		8,512
3. 1年以内返済予定長期借入金		25,421
4. 1年以内償還予定社債		51,225
5. 未払金		44,813
6. 未払法人税等		2,680
7. 契約負債		36,034
8. 賞与引当金		5,263
9. 仕掛道路損失引当金		1,882
10. その他		<u>10,340</u>
流動負債合計		313,550
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		1,689,325
2. 道路建設関係長期借入金		155,817
3. 長期借入金		50,000
4. 役員退職慰労引当金		187
5. 退職給付に係る負債		40,375
6. その他		<u>32,212</u>
固定負債合計		<u>1,967,918</u>
負 債 合 計		<u><u>2,281,468</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	73,011	
3. 利益剰余金	137,649	
株主資本合計		275,661
II その他の包括利益累計額		
1. その他有価証券評価差額金	403	
2. 為替換算調整勘定	58	
3. 退職給付に係る調整累計額	10,120	
その他の包括利益累計額合計		10,582
III 非支配株主持分		298
純 資 産 合 計		286,542
負債純資産合計		2,568,010

連 結 損 益 計 算 書

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	1,068,805	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	492,987	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	552,836	
3. 販売費及び一般管理費	51,077	
	<u>1,066,901</u>	
営業利益		1,903
III 営業外収益		
1. 受取利息	87	
2. 土地物件貸付料	178	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	191	
5. 原因者負担収入	241	
6. その他	322	
	<u>322</u>	1,365
IV 営業外費用		
1. 支払利息	39	
2. 物品売却損	9	
3. 支払補償費	8	
4. その他	30	
	<u>30</u>	88
経常利益		3,180
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	99	
2. 投資有価証券売却益	4	
	<u>4</u>	103
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	7	
2. 固定資産除却損	418	
3. 投資有価証券売却損	2	
4. 減損損失	576	
	<u>576</u>	1,004
税金等調整前当期純利益		2,279
法人税、住民税及び事業税	2,444	
法人税等調整額	<u>△186</u>	2,257
当期純利益		21
非支配株主に帰属する当期純利益		12
親会社株主に帰属する当期純利益		<u>9</u>

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2024年4月1日期首残高	65,000	73,011	137,640	275,652
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			9	9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	9	9
2025年3月31日期末残高	65,000	73,011	137,649	275,661

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2024年4月1日期首残高	411	68	△2,174	△1,693	278	274,236
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△7	△10	12,295	12,276	19	12,296
連結会計年度中の変動額合計	△7	△10	12,295	12,276	19	12,305
2025年3月31日期末残高	403	58	10,120	10,582	298	286,542

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 25 社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、NEXCO Highway Solutions of America Inc.、NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.、(株)オアシスパーク、中日本ハイウェイ・リテール㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本商業設備管理㈱、艾客思國際股份有限公司、中日本高速オートサービス㈱、(株)ヨット、NEXCO 中日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

中日本商業設備管理㈱は、当社の子会社である中日本エクシス㈱の出資により設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(株)ヨットは、当社の子会社である NEXCO 中日本サービス㈱が新たに株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 8 社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムソリューションズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO 保険サービス、高速道路トールテクノロジー㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本ファームすずなり㈱、(株)デーロス・ジャパン

当連結会計年度において、中日本施設管理㈱の株式を売却したことにより、持分法適用の関連会社から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ・商品、製品、仕掛品
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ・原材料、貯蔵品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| 構築物 | 3年～60年 |
| 機械及び装置 | 4年～17年 |
- また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

イ. 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETC マイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識

しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（2005年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ、休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

ハ、その他（関連）事業

受託業務においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく業務を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づいております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

受託業務以外においては、主に高速道路事業に関連する商品等の販売事業を行っております。このような商品等の販売については、顧客に対する役務の完了や商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

その他の社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ、退職給付に係る会計処理の方法

ア、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

バ、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

カ、小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

二、重要なヘッジ会計の方法

ア、ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

バ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建借入金

カ、ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ク、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ホ、のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積り可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日 企業会計基準委員会。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。

(6) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」(当連結会計年度 7 百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 576 百万円、固定資産 286,532 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

その他(関連)事業固定資産のうち収益性が低下した資産グループについては、回収可能価額まで減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しております。

また、その他の資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

なお、将来キャッシュ・フローは、中期経営計画やその後の事業展開などを考慮し見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 3,417 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、中期経営計画を基に見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 1,740,551 百万円（額面額 1,740,551 百万円）
- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 697,078 百万円

なお、上記の他、「建物」558 百万円、「構築物」32 百万円、「工具、器具及び備品」9 百万円、「土地」235 百万円、「投資有価証券」0 百万円、「投資その他の資産 その他」27 百万円を担保に供しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 120,000 百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 727,078 百万円

なお、上記引渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が 358,245 百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金が 20,000 百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45 百万円
構築物	27 百万円
機械及び装置	188 百万円
車両運搬具	26 百万円
工具、器具及び備品	23 百万円
合 計	311 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式

130,000,000 株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間は原則として10年以内としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金、未収入金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、会社資産の設備投資に係る資金調達及び国から受託した工事に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債及び外貨建借入金については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時及び借入実行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債及び借入金に振当処理を行っているもの及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金、未収入金及び契約資産については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込む等して管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しております。

外貨建社債及び外貨建借入金は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	434	432	△2
資産計	434	432	△2
(1) 道路建設関係社債 (1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	1,740,551	1,663,953	△76,597
(2) 道路建設関係長期借入金 (1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	180,817	170,910	△9,907
(3) 長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	50,421	48,376	△2,044
負債計	1,971,790	1,883,241	△88,548

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「高速道路事業営業未収入金」「未収入金及び契約資産」「高速道路事業営業未払金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価額のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	8,688 百万円

(※3) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	335	—	—	335
資産計	335	—	—	335

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的有価証券				
社債	96	—	—	96
資産計	96	—	—	96
道路建設関係社債（1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む）	—	1,663,953	—	1,663,953
道路建設関係長期借入金（1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む）	—	170,910	—	170,910
長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	—	48,376	—	48,376
負債計	—	1,883,241	—	1,883,241

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債の時価は、相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は主として市場価格に基づき算定しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

変動金利による長期借入金の時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらは、活発な市場における相場価格と認められないため、レベル2の時価に分類しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸するとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	7,316	7,510
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	128,976	100,640

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連）事業	
料金収入	687,177	—	—	687,177
道路資産完成高	273,516	—	—	273,516
受託業務収入	0	—	64,104	64,104
その他	1,856	10,821	7,293	19,971
顧客との契約から生じた収益	962,550	10,821	71,398	1,044,770
その他の収益	3	23,406	625	24,035
外部顧客への売上高	962,553	34,227	72,023	1,068,805

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首 (2024 年 4 月 1 日)	当連結会計年度末 (2025 年 3 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権	151,992	75,392
契約資産	33,331	65,296
契約負債	31,704	36,034

契約資産の主なものは、受託業務における工事契約について、期末日時点における進捗度の測定に基づき認識した収益に係る未請求額であり、工事対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債の主なものは、ETC マイレージサービス制度により付与したポイントの未行使分に関するもの及び受託業務における顧客からの前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、契約資産が 31,964 百万円増加した主な理由は、受託業務における工事契約について、期末日時点における進捗度の測定に基づき認識した収益に係る未請求額が増加したことによるものです。

なお、契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2025 年 3 月 31 日現在、ETC マイレージサービス制度及び受託業務における工事契約等に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は 285,544 百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、ETC マイレージサービス制度により付与したポイントがご利用されるにつれ、又は工事の進捗により履行義務が充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が 1 年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,201.87 円
1 株当たり当期純利益	0.07 円

8. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第112回社債(ソーシャルボンド)
発行総額	金600億円
利率	年1.261パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2025年5月21日
償還期日	2030年5月21日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金

区分	中日本高速道路株式会社第113回社債(グリーンボンド(気候変動適応))
発行総額	金500億円
利率	年1.256パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	2025年5月21日
償還期日	2030年3月19日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2025年4月6日に発生した広域的なETCシステム障害について)

2025年4月6日、当社管内において発生した広域的なETCシステム障害により、最大17路線106箇所の料金所において通行料金の課金処理に不具合が発生しました。

これにより、2025年5月2日、該当のお客さまに対して、通行料金相当額の還元等を行うことを公表しましたが、本事象が、翌連結会計年度以降の連結計算書類に与える影響を、合理的に見積ることは困難であります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

由良知久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水谷洋隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大谷光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月28日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

由良 知久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水谷 洋隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大谷 光尋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証及び現地立会確認などするとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応については、再発防止に取り組んでいることを確認しており、引き続きその推移を注視してまいります。

また、2025年4月6日に発生した広域的なETCシステム障害への対応については、その原因の究明及び再発防止に向けた検討に取り組んでいることを確認しており、引き続きその推移を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 6月 5日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 泉 公 人 印

常勤監査役 藤 原 健 治 印
(社外監査役)

社外監査役 川 合 伸 子 印

社外監査役 溝 口 敦 子 印

中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社

第 2 0 回 定 時 株 主 総 会

(決議事項)

第 1 号議案	剰余金の処分の件	P1
第 2 号議案	取締役 3 名の選任の件	P2
第 3 号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P4

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る損失は高速道路事業積立金を取り崩して処理することといたしたく存じます。なお、地方公共団体等が管理するロックンブ橋脚を有する跨道橋の耐震対策のために会社が負担した費用のうち、工事が完了した額を跨道橋耐震対策積立金から取り崩すとともに、令和6年度末までの実施完了に伴い、跨道橋耐震対策積立金を廃止することとし、取崩後の残額全てを高速道路事業積立金に充当することといたしたく存じます。また、道路脱炭素化の取組をより一層加速させ、カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的として、道路脱炭素化加速積立金を設けることとし、高速道路事業積立金の一部からこれに充当することといたしたく存じます。

関連事業に係る利益は別途積立金に積み立てることといたしたく存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年6月9日法律第100号）第12条第1項第8号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益は繰越利益剰余金といたしたく存じます。

なお、高速道路事業においては将来の道路資産賃借料の確実な支払いをはじめとする確かな事業運営に備える必要が、関連事業においては休憩施設の安全と安心を確保するための設備補修や更新投資等を着実にを行う必要があると認識しております。

これら経営基盤の強化に努めるため、当期における剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

【剰余金の処分に関する事項】

（1）増加する剰余金の項目及びその額

道路脱炭素化加速積立金	7,420,744,359 円
別途積立金	3,370,881,297 円
繰越利益剰余金	2,711,124,983 円

（2）減少する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	12,548,180,317 円
跨道橋耐震対策積立金	954,570,322 円

（注）道路脱炭素化加速積立金の取崩しを行う場合は取締役会の決議とします。

第2号議案 取締役3名の選任の件

取締役 ^{こんどう きよひさ}近藤 清久 氏、^{なかい としお}中井 俊雄 氏及び^{かたおか しんいち}片岡 慎一 氏は、第20回定時株主総会の終結をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の^{こさか たかお}小坂 卓生 氏、^{む た ひろしげ}牟田 広繁 氏及び^{せきや とみひこ}関谷 富彦 氏は、任期の満了前に退任する取締役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時（2026<令和8>事業年度に関する定時株主総会終結の時）までとなります。

取締役候補者は、別紙のとおりであります。

別 紙

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	こさか たかお 小坂 卓生 (昭和38年9月18日生)	昭和62年4月 日本道路公団 入社 平成30年6月 当社 総務本部 人事部長 令和2年6月 同 執行役員 総務本部 人事部長 令和5年6月 同 常務執行役員 総務本部 人事部長 令和6年6月 同 常務執行役員 総務本部副部長(人事担当) 兼 人事部長(現)	0株
2	む た ひろしげ 牟田 広繁 (昭和38年12月3日生)	昭和61年4月 日本道路公団 入社 平成29年6月 当社 技術・建設本部 建設企画部長 令和2年6月 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社 代表取締役社長 令和4年6月 当社 執行役員 技術本部長 兼 経営企画本部副部長(生産性向上担当)(現)	0株
3	せ き や とみひこ 関谷 富彦 (昭和40年3月13日生)	平成元年4月 日本道路公団 入社 令和元年6月 当社 保全企画本部 保全担当部長 令和3年7月 兼 保全企画本部 i-MOVEMENT 推進室長 令和4年1月 兼 社長COO付防災担当部長 兼務解除 保全企画本部 i-MOVEMENT 推進室長 令和4年6月 同 執行役員 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社 代表取締役社長(現)	0株

注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因する損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者の選任が承認された場合、選任された各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第20回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます^{こんどう}近藤^{きよひさ}清久氏、中井^{なかい としお}俊雄氏及び片岡^{かたおか しんいち}慎一氏に対して、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支払時期については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

氏 名	略 歴
近藤 清久	令和元年6月24日 当社取締役 現在に至る
中井 俊雄	令和4年6月27日 当社取締役 現在に至る
片岡 慎一	令和4年6月27日 当社取締役 現在に至る